

2 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

会第2号

「議員提出規則案」

令和4年2月25日

提出議案

会第 2 号 草津市議会会議規則の一部を改正する規則案 3

会第2号

草津市議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条および草津市議会会議規則(平成9年草津市議会規則第2号)第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和4年2月25日

草津市議会議長

伊吹 達郎 様

提出者

草津市議会議員

中嶋 昭雄

賛成者

草津市議会議員

奥村 恭弘

西村 隆行

藤井 三恵子

八木 良人

草津市議会会議規則の一部を改正する規則

草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第94条」を「第94条の2」に改める。

第94条の次に次の1条を加える。

（オンライン会議システムを活用した会議）

第94条の2 草津市議会委員会条例（昭和31年草津市条例第17号）第15条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン会議システム（以下「オンライン会議システム」という。）により会議に出席した委員は、前条第1項、第96条、第99条、第108条第1項、第119条第2項、第131条第2項および第3項、第137条ならびに第138条第1項の出席委員とする。

2 オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第117条第1項中「その」を「会議（オンライン会議システムによる会議を含む。第142条第1項において同じ。）への」に改める。

第118条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員長席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。

第129条に次のただし書きを加える。

ただし、オンライン会議システムにより会議に出席した委員にあつては、この限りでない。

第131条中「起立または挙手」の右に「（オンライン会議システムを活用した会議にあつては、挙手）」を加え、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、オンライン会議システムを活用した会議において、委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、または委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、電磁的に記録した映像の確認により挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

第132条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、オンライン会議システムを活用した会議においては、投票で表決をとることができない。

第137条中「起立または挙手」の右に「(オンライン会議システムを活用した会議にあっては、挙手)」を加える。

第142条中「必要があると認めるときは、」の右に「会議において」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正理由

災害の発生等により庁舎への登庁や招集が困難な場合であっても議会運営の継続性を担保する観点から、委員会における審査および表決が行えるよう、オンライン会議システムによる委員の出席を可能とするため、所要の改正を行うものです。